

(公財) 日教弘 教育文化助成事業
令和8年度 三重支部 ICT活用教育支援事業 募集要項

ICT活用教育支援事業は、ICT機器を活用した教育活動に取り組む学校に助成を行う事業です。

1 主催 公益財団法人 日本教育公務員弘済会 三重支部

2 助成要件

(1) 助成の趣旨

ICT機器を活用した教育に積極的に取り組み、その活動が今後の教育の充実・発展に向け期待できる学校を支援し、更なる教育の振興に寄与することを目的とします。

(2) 助成の対象にならないもの

- ①営利目的又は営利につながる可能性の大きいもの
- ②他の機関からの委託によるもの
- ③既に終了しているもの
- ④学校としての教育活動に該当しないもの
- ⑤申請内容が当会の「生徒教育活動支援事業」「小学校読書活動推進事業」と重複するもの
- ⑥教職員・児童の旅費及び講師謝金

(3) 募集対象

- 三重県内の小学校、義務教育学校（前期課程）、特別支援学校（小学部）（30校程度）
- ・ICT機器を活用し創意工夫された研究・実践活動に助成します。
- ・応募者が計画の推進に責任を持ち、助成金の管理及び報告を行うことを条件とします。
- ・令和8年度1年間で完了する活動等とします。

(4) 募集期間 令和8年4月20日（月）～令和8年6月30日（火）（必着）

(5) スケジュール

令和8年6月30日 申請書・口座登録用紙の提出締切

令和8年7月中旬 選考

令和8年7月下旬 採否結果の通知

令和8年8月中旬 目録の手交・助成金の振込

令和9年2月26日 成果報告書の提出締切

※申請書について、面談や問い合わせを行うことがあります。

※採否の理由等、選考に関わる問い合わせには回答しません。

※助成が決定した事業については、進捗状況を確認することがあります。

(6) 応募方法

①申請書作成・提出

ア 当会ホームページの「申請書その他ダウンロード」から、「ICT活用教育支援事業申請書」をダウンロードしてください。

HPアドレス：<https://www.nikkyoko.or.jp/company/mie/index.html>

イ 申請書に必要事項を記入し、郵送等にて当会事務局まで提出してください。（FAXでの受付はしません。）

②個人情報の取扱いについて

- ・申請書に記入された個人情報は、選考及び選考結果の通知のために使用します。
- ・助成対象校名を当会発行の広報誌及びホームページ等に公表します。

3 助成金額 1校10万円以内



【HP:QRコード】

※助成金は、送金口座の名義が学校名の記載又は学校が有する預貯金口座と判断できる名称の口座に振り込みます。

※助成金の送金口座は、当会が定める口座登録用紙を用いて申請いただきます。

※助成金の執行に当たっては、以下の点にご留意ください。

①助成金は、ICT 機器または ICT を活用した教材・教具等（ICT の活用に付随する環境整備に必要な物品等を含む）の購入に充てることとします。

②ICT 機器は児童の学習活動等において使用することを条件とします。

教職員が校務に使用するものに充てることはできません。

③助成金の執行は、助成決定通知日以降、成果報告書提出締切日までとします。

④インターネットのショッピングサイトや量販店等での物品購入は認めます。

領収書の宛先は学校名となります。

学校宛ての領収書が発行可能かを注文前に確認してください。

学校宛ての領収書が困難な場合は、当会事務局まで連絡してください。

※助成後、対象外費用を使用した場合や、提出書類（申請書や助成後に提出する成果報告書等）に不備・不正等があった場合は、返金して頂くことがあります。

4 選考

(1) 選考方法

①当会教育振興事業選考委員会で選考後、三重支部幹事会の議を経て支部長が対象校を決定します。

②助成の採否結果と助成金額を文書で各申請校に連絡します。

(2) 選考基準

①公益性・社会性 十分な公益性・社会性を有したものであるか。

②適正性 助成の趣旨（創意工夫したICT教育を支援）と合致しているか。
事業予算の設定が過大なものではないか。

③必要性 課題、ニーズを的確に把握しているか。

④実現性 実施方法は適切で、実現可能な計画が立てられているか。

5 助成方法と助成対象校の義務等

(1) 令和8年8月上旬、当会に申請された送金口座に助成金を振り込みます。

助成金の振込日は、助成決定通知文にて連絡します。

(2) 助成校には、推進員が目録を学校長に手交します。

(3) 学校長は申請書の内容に従って助成金を使用します。

助成金を使用するには必ず領収書（コピー可）を取り、活動の終了後に領収書等のコピーや整備の様子がわかる写真を添えて、令和9年2月26日（金）までに成果報告書を当会事務局へ提出してください。

なお、提出された成果報告書・資料等は当会が公表できるものとします。

*成果報告書は、当会ホームページの「申請書その他ダウンロード」から、「ICT活用教育支援事業成果報告書」をダウンロードしてください。

(4) 助成決定後、申請書への記載内容や助成金の使途を変更する場合は、必ず事前に当会事務局の承認を得てください。必要に応じて、変更申請書を提出いただきます。

(5) 助成金を活用して購入した物品等には、当会からお渡しする所定のシールを貼り付けてください。

(6) 助成対象校では、弘済会事業説明会（10分程度）を実施させていただきます。

6 その他注意事項

- (1) 学校長が、申請書の提出にあたり記載内容を承認していることの確認のため、申請書の「本申請書の記載内容を承認しています。」の欄に学校長にて☑をお願いします。
- (2) 提出された書類等は返却しません。
- (3) 万一、故意の虚偽記載の問題等が認められた場合は、当該申請は無効とし、以降の申請は受け付けられません。

7 書類の送付先・問い合わせ先

公益財団法人日本教育公務員弘済会三重支部

〒514-0003 津市桜橋 2-142 (三重県教育文化会館別館 4階) TEL059-224-0425